

短時間労働者（アルバイト）についても健康診断が必要です

愛知労働局 労働衛生課
雇用均等室

短時間労働者（パート・アルバイト）についても

次の①～③までのいずれかに該当し、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

また、概ね2分の1以上であるときは、実施することが望ましいとされています。

- ①雇用期間の定めのない者
- ②雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年（注）以上使用される予定の者
- ③雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年（注）以上引き続き使用されている者

（注）特定業務「労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務」従事者にあつては6ヶ月

（H5・12・1基発第663号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」による）

実施しなければならぬ健康診断

- ①雇入れの際の健康診断
- ②1年以内ごとの定期健康診断
- ③特定業務に常時従事する者に対する配置替えの際の健康診断及び6カ月以内ごとの定期健康診断
- ④一定の有害業務に常時従事する者に対する雇入れ、配置替え、その後

定期に行う特別の項目についての健康診断

- ⑤その他必要な健康診断
- （なお、④⑤の健康診断については、短時間労働者の該当の有無に関わりなく、健康診断を実施する必要があります）

定期健康診断の項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査
- 肝機能検査
- 血中脂質検査
- 血糖検査

- 尿検査（尿中の糖の有無の検査・尿中の蛋白の有無の検査）
 - 心電図検査
- （健康診断項目の省略は、省略基準に基づき医師が判断するものです）

事後措置の実施

健康診断を実施した事業者は、労働者個人に係る健康診断結果のプライバシー保護に留意し、健康診断結果について医師からの意見聴取を行い、労働者本人の意見を聴き、衛生委員会等の開催、医師と他の産業保健スタッフと連携するなどにより就業上の措置を講じなければなりません。

小規模企業の経営者のための産業保健マニユアの活用

従業員の健康管理の基盤は、健康診断の実施ですが、事業場の規模が小さくなるにつれて実施率が下がる傾向があります。一方、健康診断結果で、何らかの異常な所見のあ

った従業員の割合は、事業場の規模が小さくなるにつれて高くなっています。

従業員が50人未満の規模の事業場の経営者に従業員の健康を守るためにどのようなことを行わなければならないかを分かりやすく解説した、「小規模企業の経営者のための産業保健マニユアル」を活用しましょう。「マニユアル」の問い合わせは、愛知産業保健推進センター（☎052-950-5375）までお願いします。

名北労働基準協会では毎年12月から翌年3月まで、従業員数30名未満の会員事業場及び建設自営業者組合の組合員を対象に「費用助成による一般定期健康診断」を実施しています。（1名につき2,000円を助成）詳しくは当協会総務企画課（☎052-961-3655）まで。